

青少年のスマートフォン利用にかかわるリスクと対応策

Smartphone Usege by Japanese Youth -Risks and Countermeasures-

藤川 大祐

Daisuke FUJIKAWA

千葉大学

Chiba University

〈あらまし〉 2010年頃から日本では急速にスマートフォンと呼ばれる新しいタイプの携帯電話が普及しており、中学生や高校生でもスマートフォンを利用する者が急増している。2005年頃から青少年の携帯電話利用に関わる問題がさまざまに指摘され、行政、学校、警察、各種事業者、市民団体・NPO等が連携協力して青少年の安全なインターネット利用環境の構築に向けた努力が重ねられてきた。しかし、スマートフォンに関してはフィーチャーフォンに関わって取り組まれてきた各種の策がそのまま通用せず、新たにさまざまなリスクが生じている。本発表においては、青少年のスマートフォン利用に関して新たに生じたリスクを明らかにし、さらに考えられる対応策について検討する。

〈キーワード〉 青少年、スマートフォン、アプリ、フィルタリング、携帯電話

1. これまでの状況と対策

日本では1999年にNTTドコモが「iモード」のサービスを開始して以降、携帯電話によるインターネット利用が進み、2001年頃からカメラ付き携帯電話が発売されるようになったこともあり、すでに2005年頃には多くの中学生、高校生が自分専用の携帯電話を利用し、携帯電話でインターネットを利用するようになっていた。

藤川(2008)で詳しく述べたように、中学生、高校生たちは、友人等とのメールでのやりとりに加え、掲示板、プロフィール・サイト、自分のホームページ、ブログ、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等で双方向コミュニケーションを行うようになり、「学校裏サイト」と呼ばれる掲示板等での誹謗中傷や「出会い系サイト」に起因する福祉犯(児童買春や淫行等)被害等が生じた。

こうした状況を受け、文部科学省は、小中学生の携帯電話学校持ち込み禁止、高校生の学校内での携帯電話使用禁止を打ち出し、情報モラル教育を推進している。文部科学省、テレビ局、携帯電話事業者、教材会社等が携帯電話に関する教材を作成し、各種事業者が学校への出前講座等も行っている。石川県が小中学生に携帯電話を持たせないことを条例で定める等、地方自治体が青少年の携帯電話の危険な利用を抑制する取り組みを進めている例も多い。

他方、事業者側では、フィルタリング(有害情報にアクセスさせない仕組み)の普及、サイトパトロールの徹底等が進められている。2009年に施行された青少年インターネット環境整備法では、保護者が不要と申し出ない限り携帯電話事業者は18歳未満の者が利用する携帯電話サービスにフィルタリングを提供することが義務づけられたこともあり、青少年の安全なインターネット利用のための取り組みが進んでいる。

こうしたさまざまな取り組みの結果、多くの児童生徒や保護者、教員が携帯電話に関わる教育や啓発の機会を経験し、フィルタリングの利用率も上昇し、児童生徒による問題ある書き込みの状況は落ち着きを見せ、福祉犯被害者数にも改善の兆しが見られるようになっている。

2. スマートフォンに関わる状況

日本では2009年にAppleのiPhone 3Gが発売されて以降、徐々にスマートフォンが人気を得るようになり、2011年頃からはGoogleのオペレーションソフト(OS)Androidを搭載した端末も増え、2012年になると携帯電話の新商品はほとんどスマートフォンとなり、スマートフォンが急激に普及している。

内閣府(2011)によればスマートフォンを利用している中学生は5.4%、高校生は7.2%であったが、デジタルアーツ株式会社(2012)によれば

2012年には男女中学生が各26.2%、男子高校生が47.6%、女子高校生が54.4%と増えている。

スマートフォンとフィーチャーフォンについて厳密な区別は難しいが、スマートフォンはコンピュータが小型化した多機能の端末で通話機能をもつものと考えることができよう。フィーチャーフォンはあくまでも電話から発展したものであり、通話機能とは別に、メールやウェブ閲覧、音楽プレイヤー等の機能が搭載され、さらにさまざまなアプリケーション・ソフト（アプリ）が利用できるようになっていた。しかし、スマートフォンではパソコンと同様、あらゆる機能がアプリで提供されており、通話機能も一つのアプリとして搭載されている。

フィーチャーフォンが日本独自の仕様で発展してきたのとは異なり、スマートフォンは世界規模の市場の中でOSや端末、アプリが提供されている。このこともあり、スマートフォンに関しては、フィーチャーフォンに関して日本で使われてきた青少年保護の仕組みがそのままでは機能しないことが多い。具体的には以下の点が挙げられる（安心ネットづくり促進協議会、2012、参照）。

・携帯電話事業者が提供するネットワーク型のフィルタリングは、スマートフォンからの無線LAN接続時には基本的に機能しない。また、携帯電話回線・無線LAN回線のいずれの場合でも、一部のアプリからの接続の場合にはフィルタリングが機能しない。

・フィーチャーフォンには端末ごとに個体識別番号が付与されており、サイト側で端末を識別して、不正行為による退会者が同じ端末で再入会することを防ぐ等の利用がなされていた。しかし、スマートフォンにはこのような個体識別番号がなく、一部のサイトでは端末による認証をせずにメールアドレスのみの認証で入会受付を行っているため、不正行為による退会者の再入会が容易になっていると考えられる。

・利用者同士で無料通話ができたり、メッセージの交換ができたりするアプリがいくつか公開されており、すでに人気の高いものもある。こうしたアプリでは、アカウント名さえ伝われば連絡がとれるため、一般のサイトに加え、アプリをダウンロードするマーケットのレビュー欄等でアカウント名を公表し、連絡を求めている者が多い。

さらには、人気アプリを使った相手探しをするためのアプリも多く公開されている。

・これまで標準のフィルタリングでは、一定水準以上の運営ができていると第三者機関（モバイルコンテンツ審査・運用監視機構＝EMA）が認定したサイトはアクセス可となっており、フィルタリングに加入すればEMA認定サイトはアクセス可、EMA非認定の双方向交流サイトはアクセス不可となっていた。しかし、スマートフォンのアプリマーケットやスマートフォン用のフィルタリングの一部ではこうした対応がなされておらず、双方向交流サービスを一括して利用可とするか一括して利用不可とするかが迫られることとなり、利便性が悪くなっている。

・スマートフォンのアプリの中には、利用者本人や電話帳に登録されている知人等の連絡先等の情報を得て利用するものがある。基本的に利用者の許諾を得て情報を利用しているのが、許諾がないとアプリ利用ができないことから、利用者は内容をあまり確認せずに許諾し、意図に反して情報を利用されている可能性がある。

3. 必要な対策

スマートフォン固有の問題についての対応策が求められる。スマートフォンに対応した情報モラル教材の開発、年齢や利用能力に応じたわかりやすい制限等である。現在関係者がこうした取り組みを始めつつある。

（引用文献）

安心ネットづくり促進協議会（2012）、スマートフォンにおける無線LAN及びアプリ経由のインターネット利用に関する作業部会報告書、http://good-net.jp/press_sp_20120608.html

（2012.6.11 閲覧）

デジタルアーツ株式会社（2012）未成年の携帯電話・スマートフォン使用実態調査、http://www.daj.jp/company/release/2012/0712_01/（2012.7.17 閲覧）

藤川大祐（2008）、ケータイ世界の子どもたち、講談社

内閣府（2011）、平成23年度青少年のインターネット利用環境実態調査、<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h23/net-jittai/h>

[html/index.html](http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h23/net-jittai/html/index.html)（2012.6.11 閲覧）